

## 平成25年度第1回宇都宮家庭裁判所委員会 議事概要

### 第1 日時

平成25年10月24日（木）午後2時から午後4時

### 第2 場所

宇都宮地方・家庭裁判所大会議室（本館4階）

### 第3 出席者

#### 1 委員（敬称略・五十音順）

井澤純子，柿沼光子，近藤壽邦，高木光春，福泉隆，間部泰，横塚幸夫

#### 2 事務局

安藤成行（首席家庭裁判所調査官），伴野幸子（首席書記官），栗生稔（次席家庭裁判所調査官），及川節子（事務局長），高橋伸生（事務局次長），竹内康人（総務課長），鷲津真一（総務課課長補佐）

### 第4 議事

#### 1 新任委員の紹介及び自己紹介（井澤委員，高木委員，福泉委員，間部委員，横塚委員）

#### 2 所長挨拶

#### 3 事務局の紹介

#### 4 委員長職務代理者の指名

委員長は，委員の意見を聴いた上，間部委員を委員長職務代理者に指名した。

#### 5 少年事件の概要及び家庭裁判所の再非行防止に向けた取組についての意見交換等について

事務局より，少年審判の目的，手続の流れなど少年事件の概要，家庭裁判所調査官の役割及び再非行防止の取組としての家庭裁判所における教育的措置について説明した。

その後の質疑で委員等から次のような意見等が述べられた。

(発言者：□委員長，○委員，◇事務局)

- 女子少年より男子少年の非行が多いですが，男子少年の方は母親の愛情を敏感に感じ取ることによって救われていることも多いと思います。今の社会環境では親の教育が一番大事だと思いますので，少年の年齢が低いほど保護者への指導が大事ではないかと思います。今の若い母親を見ていると，その親元で育った子供達が今後どう成長していくのか，常にハラハラしています。審判や家庭裁判所調査官の調査において，保護者や家庭の背景を綿密に調査していただくのも重要ではないかと思います。
- ◇ 保護者への調査の中で，躰の方針など少年に対する指導のあり方が見えてきますので，保護者が現在抱えている問題点を考えてもらう中で，保護者が幼少期に自身の親とどのように接してきたか，どのように躰けられてきたかを聞くことにより，改善してもらうという働きかけを行っています。ただし，問題点に気付かず，改善できない保護者もいますので，その場合，少年自身に今後の人生を考えさせることを行っています。少年法においても保護者に対する措置が盛り込まれていますので，保護者に対する働きかけも重要だと思います。
- 保護者に対する教育的措置はありますか。
- ◇ 少年と同様に，保護者にも今後の監護を誓約する趣旨の誓約書や各種講習に参加した感想文を書いてもらうことがあります。それらの書面は記録化し，裁判官に読んでもらっています。また，インターネット犯罪に関しての明確な教育的措置はありませんが，調査の中で，少年のインターネットの用途を保護者にも知らせていますし，例えば，有害なサイトに入れないようフィルターを掛けさせるなど保護者を指導しています。
- 家庭裁判所における教育的措置のプログラムがこれほど多くあるとは知らなかったのですが，家庭裁判所の担っている重要な役割を広報してもいいのではないかと思います。最近の少年事件を見ると，少年自身が，その犯した事

件の重大性を認識せず、被害者や遺族の痛みに思い至らないという傾向が見られると思いますので、教育的措置で、少年に少しでも思い至らせられればいいと思いました。制度は変わってきていると思いますが、少年自身が、被害者、遺族の思いを知ることによって、更生の道を歩んでいくのではないかと思います。

また、ある少年事件において、裁判が終わるまで、父親が少年に一度も面会に行かなかったと聞いたことがあります。今後、保護者に対する教育的措置についても認識してもらえるようにしていければ更によいと思います。

- 家庭裁判所は、常に被害者のことを考え審判や調査を行っていますが、充分ではないという考えもあるかと思います。少年や保護者から、被害者に接触しようとするすると警察から止められるということを聞いたことがあります。被害者と接触しないよう指導などがあるのでしょうか。
- 少年事件はすべて家庭裁判所に送致しますので、捜査機関は裏付け捜査をします。送致する前に少年と被害者が接触することで、証拠隠滅などにより事件の真相が分からなくなる場合もあり、送致前に当事者間で話をするのは適切ではないと考える者はいるかと思います。
- ◇ 家庭裁判所に送致された後、例えば、少年の保護者から謝罪の意思表示があった場合、家庭裁判所から被害者側に謝罪を受ける意思があるかを確認し、承諾を得たら、被害者側の情報を教えて謝罪に行かせるなどの働きかけを行います。重大事件の場合、家庭裁判所から被害者に対して被害の状況や現在の心境などを書面や面接調査で聴き、その結果を少年に伝えて反省を深めさせることも行っています。伝えられた少年は、真摯に受け止めています。家庭裁判所調査官としても、少年に対して生の声を伝えられますので、強いインパクトを与えられるのではないかと思います。
- 少年に対して無関心な保護者もいるかと思いますが、そのような場合、家庭裁判所調査官は、どのように対処していますか。

- ◇ 少年の付添人活動を行っている栃木少年友の会に依頼して付添人になってもらい、家庭訪問をして保護者と話をしてもらうこともあります。保護者は無関心というより、どうしたらいいかわからずに困っているというところがあり、付添人と話すことで、少し監護に対する意識が変わることもあり得るので、そのような方法を採用することもあります。少年には、付添人をつければ保護者の代わりとして相談することができるし、付添人が保護者と話を調整することもできるかもしれないと話しています。
- 家庭が一番問題だと思いますけれども、家庭裁判所からの問いかけに応じない保護者の数の統計は取っているのでしょうか。
- ◇ 統計は取っていませんが、まったく保護者が来ないということは少なく、父母のどちらかが来るのが大半です。家庭裁判所に事件が送られたということで家庭裁判所に行かないわけにはいかないという意識はあると感じています。父親が来ない家庭が多いですが、子供の非行、立ち直りに関心があれば、両親が揃って来る家庭もあります。
- 審判前に少年や保護者と裁判官が接点を持ち、知識を持って審判をすると、また違ってくるのではないかと思います。そのような機会はありますか。
- ◇ 審判前にはありません。審判をする場合、家庭裁判所調査官は、調査した結果をあらかじめ裁判官に説明します。裁判官から疑問点が出されると、あらためて少年や保護者を呼んで、改善点として宿題を課し、審判の場で話をさせて判断してもらえればいいかと思います。
- 家庭裁判所調査官が書類を提出することと、目と目を合わせて実際に会って話をすることは違うと思います。大変なことかと思いますが、審判の前に裁判官が少年や保護者と会って話をし、その知識を持って審判をした方が、よりホットな感じがします。裁判所とか検察庁は、一般の人から見れば、怖さというものがありますので、裁判官との垣根が少し和らぐような気がします。

□ 少年事件を担当する裁判官は、記録を見て審判に臨みますが、審判で少年に初めて接した時に最終的な処分をしなければならないのは、大変かもしれません。その分、家庭裁判所調査官からの情報は重要なものになっています。

栃木県では、原則、身柄付きの少年事件は、すべて弁護士が付添人になっていますので、弁護士が付添人になった事件は、弁護士からも情報を得ています。身柄付きの事件に対して弁護士が必ず付添人になるという制度は、各地の弁護士会で行われているのですか。

○ 制度としては認められていませんが、ほぼ全国的に行われています。付添人としての成果を上げるため、審判までの限られた時間の中で充実した情報を得られるよう努力していますが、事件に関する情報を早く得られれば、違う活動ができたのではないかと思う時もあります。その点、まだ充実した活動をしているとは言い切れないので、もっと綿密に家庭裁判所調査官や裁判官と連絡を取る必要があるのではないかと考えています。

○ 少年事件における情報が被害者や関係者に伝わらないということが過去にあったと思いますが、犯罪被害者保護法の制定など取組が変わってきていると思うので、家庭裁判所での新たな取組があれば、お聞かせいただきたい。

◇ 新たな取組ということではありませんが、報道機関からの取材に対しては、少年事件の非公開の原則から、少年の特定につながる情報は提供していないものの、検察庁から家庭裁判所への送致年月日や送致罪名、審判期日、終局年月日、処分結果などの事実は情報提供しています。また、原則として報道機関に決定書の写しを交付することはありませんが、社会的に大きな注目を集めるような重大な事件など、情報開示の要請が非常に高く、報道の正確性を期する必要があると判断された場合、社会に対する説明責任を果たすため、少年の情操を害さず、更生を妨げない限度において、例外的に決定要旨を交付することもあります。

□ 検察官送致のような重大事件の場合の教育的措置について説明してもらえ

ますか。

- ◇ 少年には、被害者調査の結果を伝えており、内省を深めさせる機会にしています。
- 審判での裁判官の説諭，訓戒も広い意味では教育的措置ということになるのですか。
- ◇ 家庭裁判所での手続自体が，広義の教育的措置になると思います。
- 少年を鑑別所に送る場合，鑑別期間中に考えさせる宿題を課すことがあり，審判において，入所中どのようなことを考えていたか，どの程度内省を深めたかを聞くことを意識しているところですか。
- 少年事件が少なくなった理由をお聞かせいただきたい。
- 少子化により少年自体が少なくなったことが理由の一つかと思います。ただし，それ以上に少年犯罪の件数が減っていますが，この点，家庭裁判所調査官はどのように受け止めていますか。
- ◇ 暴走族を例にあげると，昔のような集団文化がなくなってきています。栃木県では，ほとんど集団暴走はない状態ですので，その関係での事件は減っています。また，徒党を組んでの集団事件も減ってきています。最近では男子少年の粗暴非行が率的に減っている印象を持っていますが，アイドルとの握手券の偽造や握手会に行くための無賃乗車など新たな形態の犯罪がでてきている印象はありますか。
- 平成24年版の犯罪白書のあらましを見ますと，軽犯罪法違反の事件が急増しているとのことですが，具体的な違反行為をお聞かせいただくことはできますか。
- ◇ いわゆる警察官との鬼ごっこ，無賃乗車，立ち入り禁止区域への侵入など，多種の行為で送致されてきており，事件数もやや増えてきています。遵法精神と言いますかマナーが下がっているところが，軽犯罪法違反という形で現れてきているのではないかと思います。栃木県は，警察官に対するいたづら

が多いという特徴があるように思われます。

- 少年時代から悪いことをして教育的措置の甲斐もなく、エスカレートしていく人もいます。少年時代にどれだけ立ち直ってもらえるかが大事であり、教育的措置は必要かと思っています。また、家庭裁判所への送致が遅れば、その分教育的措置の実効性も薄れますので、少年事件については速やかに家庭裁判所に送致するよう努力したいと思います。
- 教育的措置により、少年を立ち直らせることは重要なことだと思います。ただ、少年事件においては誤った非行事実の認定がされやすい傾向は否めず、付添人に就いた時、その点をチェックするという役目もあると思います。その上で、少年を教育していくということを意識しています。

#### 6 次回のテーマ

「法改正後の家事調停の現状について」とする。

#### 7 次回期日

平成26年5月27日（火）午後2時～4時

以 上